

令和 7 年 2 月 12 日 開会

令和 7 年 2 月 12 日 閉会

(定例会第 1 回)

玄界環境組合議会会議録

玄界環境組合

目 次

第1号（2月12日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務のため出席した者の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	3
開 会	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸報告	4
議案第1号 令和6年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）について	5
議案第2号 令和7年度玄界環境組合会計予算について	7
発議第1号 玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会設置条例の 一部を改正する条例の制定について	16
閉 会	20
署 名	21

玄界環境組合告示第1号

令和7年玄界環境組合議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月5日

玄界環境組合

組合長 田辺 一城

1 期 日 令和7年2月12日（水曜日）午後1時30分

2 場 所 古賀市役所第一庁舎4階第1委員会室

○開会日に応招した議員

岡本 陽子君

松井 和行君

高山 賢二君

中野 敦史君

上野 崇之君

庵原 伸一君

米山 信君

渡 孝二君

○応招しなかった議員

なし

令和7年 玄 界 環 境 組 合 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録

令和7年2月12日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和7年2月12日 午後1時30分開会

- 日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 諸報告
日程第5 議案第1号 令和6年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）について
日程第6 議案第2号 令和7年度玄界環境組合会計予算について
日程第7 発議第1号 玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 諸報告
日程第5 議案第1号 令和6年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）について
日程第6 議案第2号 令和7年度玄界環境組合会計予算について
日程第7 発議第1号 玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
-

出席議員（8名）

岡本 陽子君	上野 崇之君
松井 和行君	庵原 伸一君
高山 賢二君	米山 信君
中野 敦史君	渡 孝二君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

議会事務のため出席した者の職・氏名

議会事務書記 志賀 孝俊君

説明のため出席した者の職・氏名

組合長	田辺 一城君	副組合長	伊豆美沙子君
副組合長	原崎 智仁君	副組合長	桐島 光昭君
事務局長	簗原 浩君	総務課長	志賀 孝俊君
総務課長補佐	柳井 澄男君	総務係長	持田 泰徳君
工場再編推進室室長			西村 珠美君
工場再編推進室参事補佐			中野 晴海君
工場再編推進室係長			早川 恒徳君
古賀清掃工場場長			石丸 洋君
宗像清掃工場場長			吉武 修君
古賀清掃工場管理係長			城野 芳治君
宗像清掃工場管理係長			山田 悟君
古賀清掃工場業務係長			花田 善行君
宗像清掃工場業務係長			大野 俊典君
代表監査委員			原田 賢二君

午後 1 時30分開会

〔出席議員 8 名〕

○議長（渡 孝二君） どうも皆さん、こんにちは。ただいまから令和 7 年玄界環境組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

日程第 1. 議席の指定

○議長（渡 孝二君） 日程第 1、議席の指定を行います。

会議規則第 3 条第 2 項の規定により、福津市の米山信議員を 6 番に指定いたします。

ここで新しく本組合議会の議員になられました米山議員からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いします。

○議員（6 番 米山 信君） 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました福津市議会の米山でございます。私は実はこの組合に出てくるのは、自分の議員の任期中、2 回目でございます。最初、宗像市とは、今も宗像市はおられますが、この組合を立ち上げたという経験をいたしております。今はごみの焼却場の問題、古賀市の地元との約束はあと 10 年しかないということで、時間があまりないようでございますので、どうぞ皆様方、ここの組合の皆様方とご協力をいただきまして、どうしても早期に実現する必要があるというふうに考えております。私も微力ながら皆様方とお力を合わせて一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。今日は本当にありがとうございました。

○議長（渡 孝二君） どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（渡 孝二君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、7番、中野敦史議員、1番、岡本陽子議員の2名を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

○議長（渡 孝二君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、会期中の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、組合長から議会招集に当たり挨拶したい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

組合長。

○組合長（田辺 一城君） 本日は、令和7年玄界環境組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日提案いたしております議案の説明を申し上げます。

議案第1号は、令和6年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出をそれぞれ8,580万1,000円減額し、総額37億4,143万2,000円とするものでございます。

議案第2号は、令和7年度玄界環境組合会計予算についてでございます。

歳入歳出それぞれ総額35億3,905万6,000円とし、令和6年度当初予算と比べると2億849万4,000円の減額となっております。

以上の二議案でございます。

議案の細部につきましては、議題とされました際に、事務局長に説明をさせますので、議員の皆様におかれましては、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、議会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第4. 諸報告

○議長（渡 孝二君） 日程第4、諸報告をいたします。

本定例会に議案等説明のため出席を求めていますのは、組合長、副組合長、監査委員、その他関係担当職員でございます。

次に、監査委員から配付のとおり、令和6年6月分から9月分までの例月現金出納検査の結果報告がっております。

質疑あれば、監査委員または執行部に説明を求めることにいたしておりますので、これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 質疑を終結いたします。

以上で、諸報告を終わります。

ここで議案審議に入る前に皆様にお願いがございます。会議におきまして、発言者は挙手を行っていただき、議長の許可を得た後、起立し、発言していただきますようお願いいたします。

また、発言の際にはマイクのスイッチを押して発言をしていただきますようお願いいたします。その上、また発言が終了いたしましたら、ご面倒でございますが、スイッチを再度押して切っていただきますようお願いいたします。

日程第5. 議案第1号 令和6年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）について

○議長（渡 孝二君） それでは、これより議案審議に入ります。

日程第5、議案第1号、令和6年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） それでは、議案第1号、令和6年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）について説明をいたします。長くなりますので、座って説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（渡 孝二君） どうぞ。

○事務局長（簗原 浩君） それでは、議案書2ページをお願いいたします。条文を読み上げます。

令和6年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）。

令和6年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,580万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ37億4,143万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、組合債補正による。

令和7年2月12日提出。玄界環境組合組合長、田辺一城。

1枚めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正。

今回の追加は、総務課のパソコン購入、古賀・宗像両清掃工場の令和7年度の操業のための事項欄に掲げています事項において、施行年度前に入札を行う必要があるため、債務負担行為を12件追加するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表、組合債補正。

補正前の限度額4億5,420万円に対し、5,410万円を減額し、4億10万円にするものです。これは、両工場の起債対象事業費の契約額が確定したことによるものです。

それでは、次に、歳出から説明をいたしますが、今回の補正予算は、予算の整理補正が主なものであることから、契約による額の確定や実績見込みに伴う減額などの説明は、基本的に省略させていただきます。

13、14ページをお願いします。

3、歳出。2款1項1目一般管理費、補正前の額に8,914万6,000円を追加しております。

2事業、職員人件費、補正前の額から58万8,000円を減額するものです。

11事業、一般管理事務費、補正前の額に8,973万4,000円を増額するものです。

24節積立金の追加は8,983万4,000円につきましては、財政調整基金積立金で、総務課、古賀清掃工場、宗像清掃工場及び工場再編推進室所管分の不用額を積み立てるものです。

3款1項1目処分場等管理費、補正前の額から35万2,000円を減額するものです。

2項1目じん芥処理総務費、補正前の額から249万円を減額するものです。

2事業、職員人件費、補正前の額に49万1,000円を減額するものです。

11事業、清掃工場管理運営費、補正前の額から199万9,000円を減額するものです。

15、16ページをお願いします。

3目不燃物処理費、補正前の額から443万6,000円を減額するものです。

3項1目じん芥処理総務費、補正前の額から7,343万2,000円を減額するものです。

2事業、職員人件費、補正前の額から40万6,000円を減額するものです。

11事業、清掃工場管理運営費、補正前の額から7,302万6,000円を減額するものです。

17、18ページをお願いします。

2目可燃物処理費、補正前の額から8,475万6,000円を減額するものです。

11事業、焼却場管理運営費の10節需用費、燃料費の減額7,616万円は入札によりコークスが当初の予定より安価で購入できたことによるものでございます。

3目不燃物処理費、補正前の額から942万9,000円を減額するものです。

4項1目工場再編推進事業費、補正前の額から5万5,000円を減額するものです。

以上、歳出合計、補正前の額38億2,723万3,000円、補正額減額で8,580万1,000円、合計の37億4,143万2,000円となっております。

続きまして、歳入の説明をいたします。

ページを戻っていただきまして、9、10ページをお願いします。

2、歳入。1款1項1目経常費分担金、補正前の額から1,970万8,000円を減額するものです。起債分の入札残を減額するものでございます。

2款1項1目ごみ処理場使用料、補正前の額から975万1,000円を減額するものです。汚泥搬入量の見込み減によるものです。

3款1項2目利子及び配当金、補正前の額から6万4,000円を増額するものです。財政調整基金利子の見込み増によるものです。

4款1項1目財政調整基金繰入金、補正前の額から1,251万8,000円を減額するものです。

6款1項1目雑入、補正前の額に1,021万2,000円を増額するもので、両工場共に、有価物売却益の売却単価が上がったため増となっております。

11、12ページをお願いします。

7款1項1目衛生債、補正前の額から5,410万円を減額するものです。

以上、歳入合計、補正前の額38億2,723万3,000円、補正額減額で8,580万1,000円、合計の37億4,143万2,000円となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡 孝二君） これより質疑に入りますが、質疑は一括して行ないます。また、質疑の際には、ページ数、款項目節を示して質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（渡 孝二君） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第1号、令和6年度玄界環境組合会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第2号 令和7年度玄界環境組合会計予算について

○議長（渡 孝二君） 次に、日程第6、議案第2号、令和7年度玄界環境組合会計予算につ

いてを議題といたします。

説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） それでは、議案第2号、令和7年度玄界環境組合会計予算について説明をいたします。

別冊の令和7年度玄界環境組合会計予算書をご覧ください。

長くなりますので、座って説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（渡 孝二君） はい。

○事務局長（簗原 浩君） それでは、条文を読み上げます。

令和7年度、玄界環境組合会計予算。

令和7年度玄界環境組合会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億3,905万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額は、第2表、債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、組合債による。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年度2月12日提出。玄界環境組合組合長、田辺一城。

それでは、歳出から説明いたします。

説明につきましては、目ごとの予算額を申し上げました後に、事業区分別の説明欄の主な内容について説明をいたします。なお、少額なもの及び経常的なものは割愛させていただきます。

13、14ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費、前年度と同額の92万7,000円を計上しております。

2款1項1目一般管理費、前年度より869万8,000円増額の7,408万6,000円を計上しております。増額の主な理由は、備品購入費における、パソコンの購入によるものです。

2事業、職員人件費の3,493万3,000円は、組合職員3人分と会計年度任用職員1名分です。

15、16ページをお願いします。

11事業、一般管理事務費、支出の主なものとして、10節需用費の204万3,000円は、

総務課事務所の電気料132万円などがございます。

12節委託料の355万4,000円は、財務会計、人事給与などの電算システム保守等委託の161万8,000円、その他委託で統一公会計整備委託の104万5,000円などがございます。

13節使用料及び賃借料の734万5,000円は、電算システム使用料687万7,000円などがございます。

17、18ページをお願いします。

17節備品購入費の657万8,000円は、パソコンの購入でございます。

18節負担金、補助及び交付金の1,664万5,000円は、主に派遣職員負担金の1,654万円でございます。

24節積立金126万7,000円は、財政調整基金と閉鎖基金の定期預金の運用を行い、その利子収入を基金に積み立てるものでございます。

2項1目監査委員費、前年度と同額の12万7,000円を計上しております。

3款1項1目処分場等管理費、前年度より120万3,000円減額の1,470万6,000円を計上しております。

1事業、処分場等管理費、12節委託料の1,470万6,000円は、手光最終処分場の周辺環境調査委託の913万円、旧福岡清掃工場周辺と手光最終処分場の植栽管理委託の330万円、19ページ、20ページをお願いします。手光最終処分場の水処理設備の保守点検委託の157万9,000円でございます。

2項古賀清掃工場じん芥処理費、1目じん芥処理総務費、前年度より833万8,000円増額の2億666万4,000円を計上しております。増額の主な理由は、令和6年度と比較して委託料が増えたことによるものでございます。

2事業、職員人件費の4,904万5,000円は、組合職員4人、再任用職員3人分でございます。

11事業、清掃工場管理運営費、支出の主なものとして10節需用費の5,414万6,000円は、電気料の4,101万円、水道料の930万5,000円などがございます。

21、22ページをお願いします。

12節委託料は8,588万円で、啓発・再生事業等委託の999万円は、再生展示棟の運営や各種環境教室の開催などに係る費用でございます。環境調査等委託の4,215万9,000円は、工場周辺の大気質、水質、土壌等の環境調査、及び工場に係るごみ質、排ガス、作業環境や機能検査などの費用と環境委員会審議資料の作成・取りまとめに係る環境委員会支援委託の費用でございます。施設・設備管理等委託の1,339万2,000円は、工場敷地内の植栽管理、清掃、警備の費用でございます。施設・設備・保守整備等委託の1,943万3,000円は、エレベーター、自動ドア、空調設備、消防設備などの保守整備に係る費用でございます。

18節負担金、補助及び交付金1,237万8,000円、支出の主なものは派遣職員給与負担金の1,027万円でございます。

2目可燃物処理費、前年度より2,728万9,000円減額の、12億9,330万6,000

円を計上しております。減額の主な理由は、施設の法定及び定期整備等委託において前年度と比較して対象機器が減ったことによるものでございます。

11事業、焼却場管理運営費、支出の主なものとして10節需用費3億4,983万3,000円の消耗品費5,801万1,000円は、ごみ焼却に伴う各設備のグリースや潤滑油等の油脂類、液体酸素、フレコンバッグ、運転に係る電気・計装等の機器部品、航空障害灯、整備用物品などの費用でございます。燃料費の1億7,509万9,000円は、ごみ処理で使用する灯油1,870キロリットル分とLPガスの費用になります。医薬材料費の1億1,622万3,000円は、ダイオキシン類除去剤、ボイラー用薬剤、排水処理薬剤などの費用になります。12節委託料の9億4,253万2,000円は、焼却施設に係る運転管理の2億2,737万円。23、24ページをお願いします。焼却施設を休止して行う施設定期整備の5億6,426万3,000円、ごみクレーン及びボイラーの法定整備の6,325万円、飛灰等処理委託の8,764万9,000円は、焼却施設から発生する脱塩残渣及び熔融飛灰の再資源化処理に係る費用になります。

3目不燃物処理費、前年度より449万6,000円増額の1億9,782万1,000円を計上しております。

11事業、リサイクルプラザ管理運営費、支出の主なものとして、10節需用費2,093万7,000円は、高速破砕機の部品代、各設備の潤滑油等の油脂類、分別用エコバッグの購入に係る消耗品の1,752万3,000円、燃料費の173万3,000円、修繕料の168万1,000円は施設、作業用重機などの修繕に係る費用でございます。

11節役務費179万2,000円は、作業用重機・車両の点検手数料、賠償責任及び損害共済保険料に係る費用でございます。

12節委託料1億7,109万円は、リサイクルプラザの運転管理業務の8,962万8,000円、破砕機やコンベヤの設備補修である施設・設備補修整備等委託の5,664万5,000円、蛍光管、乾電池、家電品、自転車などの処理に係る不燃物・処理困難物等処理委託の2,481万7,000円。

14節工事請負費は、鳥のフン害を防ぐための鳥対策工事及び道路舗装工事の396万9,000円です。

4目処分場管理費、前年度より221万2,000円減額の24万7,000円を計上しております。

続きまして、3項1目じん芥処理総務費、前年度より1億3,194万2,000円減額の1億7,403万円を計上しております。減額の主な理由は、令和6年度で空調機の更新、電話交換機の更新等が完了したため、工事請負費が減額となったためでございます。

2事業、職員人件費4,678万1,000円は、組合職員4人、再任用職員2人分でございます。

25、26ページをお願いします。

11事業、清掃工場管理運営費、支出の主なものとして、10節需用費4,654万円は消火器の買替え、エレベーターの部品代、事務用品などの消耗品費の361万5,000円、電気料

の3,706万5,000円、水道料の507万3,000円などでございます。

12節委託料6,406万7,000円の啓発・再生事業等委託98万3,000円は、家具の再生、ごみリサイクル啓発に係る費用でございます。環境調査等委託2,550万円は、工場周辺の大気質、水質、土壌等の環境調査及び工場に係るごみ質、排ガス、作業環境や機能検査等と、環境委員会審議資料の作成・取りまとめ等に係る費用でございます。施設・設備管理等委託の3,161万4,000円は、工場敷地内の植栽管理、清掃、警備に係る費用でございます。

施設・設備保守整備等委託の513万円は、エレベーター、自動ドア、重量シャッターや空調設備に係る費用でございます。27、28ページをお願いします。機器保守・整備等委託の59万4,000円は、通信設備の保守に係る費用でございます。

14節工事請負費163万9,000円は、鳥対策工事に係る費用でございます。

18節負担金、補助及び交付金1,140万9,000円。支出の主なものは、派遣職員負担金1,117万円でございます。

2目可燃物処理費、前年度より9,513万4,000円減額の11億1,900万8,000円を計上しております。減額の主な理由は、施設の定期整備等委託において、前年度と比較して対象機器が減ったことによるものでございます。

11事業、焼却場管理運営費、支出の主なものとして、10節需用費の1億9,814万4,000円で、消耗品費の3,702万7,000円は、ごみ処理に係る運転用資材、電気計装などの機械部品の購入費用でございます。燃料費の1億3,068万4,000円は、コークス約1,440トン、石灰石約670トンの購入費用でございます。修繕料の79万7,000円は、プラットホームの出入口シャッターなどの修理に係る費用でございます。医薬材料費の2,963万6,000円は、排ガス処理薬剤、ボイラー用薬剤、機器冷却水処理薬剤等に係る費用でございます。

12節委託料9億2,005万1,000円は、ガス化溶融施設に係る運転管理費用の施設・運転管理等委託2億8,215万円、溶融施設やボイラー・タービンの整備費用の施設・設備保守・整備等委託5億7,982万1,000円、飛灰の再資源化処理に係る費用の飛灰処理等委託5,808万円でございます。

14節工事請負費55万円は照明設備の更新に係る費用でございます。

3目不燃物処理費、前年度より3,135万9,000円減額の1億9,542万1,000円を計上しております。減額の主な理由は、備品購入費が減となったことによるものです。

11事業、リサイクルプラザ管理運営費、支出の主なものとして、10節需用費の795万8,000円は、重機等の油脂類、梱包用の袋、機器補修部品などの購入に係る消耗品の392万5,000円、燃料費の142万円、印刷製本費の40万3,000円、作業用重機及び車両の点検に係る修繕料の221万円などでございます。

29、30ページをお願いします。

11節役務費225万7,000円は、作業用重機・車両の点検手数料、賠償責任及び損害共済保険料に係る費用でございます。

12節委託料1億8,454万4,000円は、リサイクルプラザの運転管理や不燃物の選別

に係る施設・設備運転等委託の1億651万1,000円、クレーンの法定整備、施設の保守整備に係る施設・設備保守整備等委託の6,213万7,000円、蛍光灯、乾電池、家電品、自転車の処理に係る不燃物等処理委託の1,589万6,000円。

14節工事請負費の56万1,000円は、照明設備更新工事の費用でございます。

4目処分場管理費、前年度より15万9,000円増額の74万2,000円を計上しております。

続きまして、4項工場再編推進費。

1目工場再編推進事業費、前年度より777万4,000円増額の5,710万4,000円を計上しております。増額の主な理由は、派遣職員の増による派遣職員負担金の増となっております。

2事業、職員人件費443万1,000円は、任期付職員1名分でございます。

11事業工場再編推進事業費、支出の主なものとして1節報酬120万円、8節旅費79万1,000円、31、32ページをお願いします。

10節需用費15万6,000円は事務用品などの消耗品費12万4,000円と公用車の燃料費3万2,000円でございます。

12節委託料1,835万3,000円は、新ごみ処理施設に係るものでございます。内訳としまして、新ごみ処理施設整備建設候補地検討業務委託の委託料と新ごみ処理施設の建築に係る計画支援業務などでございます。

18節負担金、補助及び交付金の3,197万8,000円は、主に派遣職員4名分の給与等の負担金でございます。

4款1項公債費、前年度より5,118万円増額の1億8,286万7,000円を計上しております。増額の理由は、古賀清掃工場及び宗像清掃工場の令和5年度起債償還分でございます。

1目元金1億7,991万8,000円、2目利子294万9,000円でございます。

5款1項1目予備費、前年度と同額の2,200万円を計上しております。両工場の予備費がそれぞれ1,000万円、総務課200万円でございます。

以上、歳出合計35億3,905万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

7ページ、8ページをお願いします。

1款1項1目経常費分担金25億1,631万6,000円。経常費分担金は、組合規約第13条の規定により、均等割2割、人口割2割、投入量割6割の割合にて計算して算定したものに なります。

1節総務課経常費分担金は7,835万8,000円、2節古賀清掃工場経常費分担金は13億3,749万3,000円、3節宗像清掃工場経常費分担金は11億46万5,000円、構成市町別の分担金は説明欄に記載のとおりでございます。

2目創設費分担金2億3,635万6,000円。創設費分担金は同じく組合規約第13条の規定により、均等割3割、人口割4割、投入量割3割の割合により算定したものに なります。

1節古賀清掃工場創設費分担金は1,669万円、2節宗像清掃工場創設費分担金は1億

6,617万7,000円、3節工場再編推進室創設費分担金は5,348万9,000円。

2款1項1目ごみ処理場使用料2億7,059万2,000円。

1節古賀清掃工場使用料の1億6,148万5,000円は、個人搬入が2,540トンを見込み4,318万円、汚泥搬入が7,887トンを見込み1億1,830万5,000円でございます。

2節宗像清掃工場使用料の1億910万7,000円は、個人搬入が2,436トンを見込み4,141万2,000円、汚泥搬入が4,513トンを見込み6,769万5,000円でございます。

2目グラウンド使用料は、旧福岡清掃工場のグラウンド使用料として4万4,000円を計上しております。

9ページ、10ページをお願いします。

3款1項1目財産貸付収入360万円は、旧福岡清掃工場跡地を太陽光発電所用地として貸し付けた収入でございます。

2目利子及び配当金126万5,000円は、財政調整基金及び閉鎖等基金の一部を定期預金で運用する利子でございます。

4款1項1目繰越金657万8,000円は、パソコン購入費として基金より繰り入れております。

5款1項1目繰越金2,200万円は、前年度繰越金として計上しております。

6款1項1目雑入1億7,879万1,000円は、各種有価物の売却益や発電に伴う電力売却益などを計上しております。

7款1項1目衛生債2億9,990万円は、両工場の焼却施設、リサイクルプラザ施設の起債性のある整備費に充てるものでございます。金額の内訳につきましては記載はございませんが、古賀清掃工場分が8,190万円、宗像清掃工場分が2億1,800万円となっております。

8款1項1目清掃費国庫補助金の361万4,000円は施設整備に関する計画支援事業に充てるものでございます。

以上、歳入合計35億3,905万6,000円とするものでございます。

これで令和7年度玄界環境組合会計当初予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡 孝二君） これより質疑に入ります。質疑の際には、ページ数、款項目節を示して質疑をお願いいたします。

なお、当初予算は、内容も多うございますので、五つに分けて質疑を受けたいと思います。

一つ目は予算書13ページから20ページの総務課に関する部分、二つ目は19ページから24ページの新賀清掃工場に関する部分、三つ目は23ページから30ページの宗像清掃工場に関する部分、四つ目は29ページの工場再編推進室から最後までの部分、五つ目は7ページから12ページの歳入の部分、最後は当初予算全体に関する部分といたしたいと思います。

それでは、まず初めに、13ページから20ページの総務課に関する部分につきましての質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） ないようでございますので、次に19ページから24ページの新賀清掃工場に関する部分につきまして質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） それでは、次に23ページから30ページの新賀清掃工場に関する部分につきまして質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） それでは、次に29ページの工場再編推進室から最後までの部分につきまして質疑をお受けいたします。

庵原伸一議員。

○議員（4番 庵原 伸一君） 32ページのその他の委託料で、施設計画等委託料1,809万円を計上してありますけど、これは年度内、令和7年度内で、1年間で計画されるのか、どういう計画でもって進められるのかお伺いします。

○議長（渡 孝二君） 工場再編推進室室長。

○工場再編推進室室長（西村 珠美君） 委託料に関してのご質疑にお答えしたいと思います。

1,809万円の中身でございますけれども、6年度から7年にかけて行ないます候補地検討業務に関しましての部分と7年度から8年度にかけて行ないます計画支援業務を計上させていただいております。

○議長（渡 孝二君） 庵原議員。

○議員（4番 庵原 伸一君） それでは、候補地選定の業務と令和7年から8年度の計画ということで、基本的には具体的に言えばいろいろ進んでおるということで認識しとっていいとですかね。

○議長（渡 孝二君） 工場再編推進室室長。

○工場再編推進室室長（西村 珠美君） 現在のところ計画どおりに進めさせていただいております。というところでご認識いただけたらと思っております。

○議長（渡 孝二君） よろしいですか。ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） ないようでございます。

次に7ページから12ページに戻っていただきまして、歳入に関する部分につきまして質疑をお受けしたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） それでは、最後に、当初予算全体に関する質疑をお受けいたします。

庵原伸一議員。

○議員（4番 庵原 伸一君） 全体的にお伺いしますけど、経常経費やら消耗品やら、非常に燃料費やらが上がっていると思いますけど、今回の令和7年度の当初予算で経常経費は、令和6年度に比較して大体どれぐらいのアップというような形で計上されていますか。

○議長（渡 孝二君） 事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） それでは、全体というところでお答えいたします。

経常費関係につきましては、基本的に予算を組むときに見積りを取ったりとかして予算を組んでおりますので、個別でどれくらい上がったかというのは、ちょっとすみません今のところ資料的には持ち合わせがないですけれども、実勢に合った予算組みをさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡 孝二君） 庵原議員。

○議員（4番 庵原 伸一君） でも、予算を組むに当たって経常経費を組まないかんということですけど、では令和7年度の分の経常経費は大体いつの見積りで、この予算の計上としてされているのかというのと、多分また4月以降に上がるというふうなことも考えられましょうけど、その辺りはどういうふうに考えてありますか。

○議長（渡 孝二君） 事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） 見積りににつきましては、当初予算の要求をする時期が10月ぐらいですので、大体10月ぐらいの見積りを基にして、予算を立てていただいているという形になります。

また、今後値上がりも予測はされているところはあるかもしれませんが、それにつきましては今後の補正等で、もし足りなければ補正等で対応させていただきます。

○議長（渡 孝二君） 庵原議員。

○議員（4番 庵原 伸一君） それでは、4月以降入札がされるでしょうけど、今のお話では去年の10月の分で予算計上されているということですけど、再度入札されるとき、見積りと大分差が出てきた場合については、新しい見積りによって、いわゆる予算の支出等をやっていくと、足らなければ補正するということですか。

○議長（渡 孝二君） 事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） 基本的にはそういった動きで考えております。当初要求時の実績といいますか、それで予算は上げさせていただいて、実際に運用していく中で急な値上がりとかも想定はできますので、そうなった場合はそれに対応できるように、時期を見て補正予算で対応させていただくと、そういった形で工面をしていきたいと考えています。

○議長（渡 孝二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（渡 孝二君） ありがとうございました。賛成全員であります。

よって、議案第2号、令和7年度玄界環境組合会計予算につきましては、原案のとおり可決されました。

高山賢二議員。

○議員（5番 高山 賢二君） 発議をお願いしたいと思います。

○議長（渡 孝二君） お諮りをいたします。ただいまの発議については、ちょっとどんな発議ですかね、ちょっとお願いしたいと思います。

高山議員。

○議員（5番 高山 賢二君） 玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会設置条例の一部改正でございます。

○議長（渡 孝二君） はい、分かりました。

○議員（5番 高山 賢二君） これにつきましては、先月の22日の日に文書で発議済みでございます。

○議長（渡 孝二君） ありがとうございました。

ただいま高山議員より、玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会設置条例の件についての議案として追加することについての発議がございました。

そこで、ここで皆様方にお諮りいたします。

ただいまの発議について、玄界環境組合議会会議規則第20条の規定により、討論を省略し、議事日程に追加をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） ご異議なしと認めます。

よって、本発議について議事日程に追加することといたします。

そこで、日程第7、発議第1号、玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしたいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時19分休憩

午後2時24分再開

〔出席議員8名〕

○議長（渡 孝二君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第7. 発議第1号 玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡 孝二君） 日程第7、発議第1号、玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定

委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

主旨説明を高山賢二議員、お願いいたします。

高山議員。

○議員（5番 高山 賢二君） それでは、発議第1号につきまして、提案理由の説明等々を申し上げます。

この発議文を読み上げまして、理由とさせていただきます。

玄界環境組合議会議長、渡孝二様。

提出者、玄界環境組合議会議員、高山賢二。

玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について。

標題の条例案を、地方自治法第112条第2項及び玄界環境組合議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出するということでございます。

これは玄界環境組合新ごみ処理施設候補地選定委員会の委員構成について、組合議会の監視機能を十分に機能させるため、組合構成市町の議会議長としている規定を見直す改正でございます。

地方議会の機能は大きく二つあるということで、1点目が地方公共団体の意思を決定する機能、二つ目が執行機関の監視をする機能とされておるところでございます。

今回の改正対象としている、いわゆる委員会は執行機関の附属機関であり、その委員に構成市町の議長、いわゆる本組合の議会の議員が就任することについては、二つ目の議会が執行機関を監視する機能を十分に発揮できなくなるというおそれが出てくると考えております。

また、全国市議会議長会の都市行政問題研究会において、議会の厳正な監視機能を発揮するために、議員の審議会等への参画を見直し、都市計画審議会など、法令の定めによるものにとどめるべきであると提言されております。

加えて、行政実例でも附属機関の構成員に、議会の議員を加えることは違法ではないが適当ではないという行政実例もあるところでございます。

以上のことから、本組合における議会の監視機能保持のために「組合構成市町の議会議長」を「識見を有する者」に改正する必要があると判断し、この改正案を提案させていただきました。

一番最後の新旧対照条文にて説明をさせていただきます。

第3条第2項第3号に規定されております「組合構成市町の議会議長」を「識見を有する者」に改めるものでございます。

附則にてこの条例は公布の日から施行するものと定めさせていただいております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡 孝二君） これより質疑に入ります。

米山信議員。

○議員（6番 米山 信君） 同じ福津市からなので、申し訳ないですけども、ちょっと一遍聞かせください。

この前の「識見を有する者」、具体的にどのような人材を指しているのかお訪ねいたします。

○議長（渡 孝二君） 高山議員。

○議員（５番 高山 賢二君） 識見を有する者とは、物事を正しく判断する、評価する力を持つ者というふうに規定されておりますので、そのような方が委員として就任されればいいのではないかというふうに考えておるところで、ちなみに学識は大学の教授や必要な資格を持った方ということでございます。

○議長（渡 孝二君） 米山議員。

○議員（６番 米山 信君） 地域性がございますので、その地域のところの、いわゆるパイプを持っているとか、そういう学識経験者の方で、そういう知識のある方は考えておられないんですか。

○議長（渡 孝二君） 高山議員。

○議員（５番 高山 賢二君） その辺は執行権があるところが例えば構成市町に住所を有するとか、ここを例えば公募とか、いろんな範囲で執行権のところ、組合の執行されるほうがルールとして要綱、規則、要綱か申合せ事項か何かで決められればいいのではないかと。ちなみに一番当初に１１月にこの条例案を提案されたときには、学識とはどんな方をというご質問もされておりましたし、その中で執行部の答弁として、都市計画、それから環境問題というふうに案をお持ちでしょうから、識見を有する者というところで、組合の執行部のほうで範囲を考えられればいいのではないかと。私どもとしては、執行権まで及ぶような条例改正はちょっと慎んだというところで、識見を有する者という言葉で表現をさせていただきました。

○議長（渡 孝二君） よろしいですか。ほかにございませんか。

岡本陽子議員。

○議員（１番 岡本 陽子君） ただいまの説明の中で、執行機関の監視というところで、議長という者が十分機能を発揮できなくなるということに関して、もうちょっと詳細な説明をいただきたいと思っています。例えば、地方自治法１３４条の４、第３項の規定の中で、例えば審議会のようなもの、そういった中では合議制に合ったもので、委員長、会長、議長等の代表者という者も入っている審議会とか、そういう機関とかもあると思うんですが、その整合性はどのように考えられているかを説明いただきたいと思います。

○議長（渡 孝二君） 高山議員。

○議員（５番 高山 賢二君） 今回の場合は組合議会の構成市町の組合議会の構成が全員で８名であります。その中で４名が議長というところで、いわゆる案を組合長から諮問を受けて答申をする者が審議する人数の過半数いるというところもございます。

それから、議長と委員長、いろんな方が審議会に入っているところもあると。これは行政実例で、違法ではないが適当ではないというところなので、そこそこの議会等々で判断されて、構成員の一部として入られているというところではないかなというふうに読み解かせていただいております。

○議長（渡 孝二君） 岡本陽子議員。

○議員（１番 岡本 陽子君） 各構成の中で議長が入るということで、今、簡単に言えば、非

常に不平等な扱いになるというような考え方なのか、それとも、議長はある意味市民の代表という考え方もあるのではなかろうかと思っていますが、その点はいかがでしょう。

○議長（渡 孝二君） 高山議員。

○議員（５番 高山 賢二君） 議員というのか、議長というのか、議長ということになれば、議会の総意をもって、その審議会で審議に当たるというふうにも考えております。一議員が入るといふのと、議長が入るといふのはこれはちょっと大きく違うのではないかなと。議会のそれぞれの構成市町の議会の総意をもって、審議に当たるといふ必要があるというふうに考えておるところでございますが、先ほども提案理由の中で申し上げましたように、やはり行政実例でも違法ではないが適当ではないということも示されておりますし、全国市議会議長会の都市行政問題研究会においても、その審議機関の一員になるのは法律の定めにあるもの、これは都市計画審議会が議会議員を入れるということになっておりますので、そういう法律に定めのあるものを除くという表現がされておりますので、除くものについては、委員として就任するのは避けるべきではないかという報告もなされておるといふことでございます。

○議長（渡 孝二君） よろしいですか。ほかにございませんか。

庵原伸一議員。

○議員（４番 庵原 伸一君） ４人入っておりますけど、この識見を有する者というとは４人とも結局入らないでもいいと。それ以外の識見を有する者、いわゆる組合長が委員を委嘱するというような考え方ですか。

○議長（渡 孝二君） 高山議員。

○議員（５番 高山 賢二君） 委員の就任でどの範囲にするかというのは執行権の問題だといふふうに思います。いわゆる、こういふことで行政実例としても違法ではないが適当ではないということも踏まえた上で、執行機関が議長にするのか、議員にするのか。議員というのが組合議会議員ではない方の議員ということにするのか、その辺は範囲を決められればいいのではないかなといふふうに思います。

○議長（渡 孝二君） 庵原議員。

○議員（４番 庵原 伸一君） このごみ処理場というのは全国的にいろいろあると思いますけど、その辺りについて、このいろんな候補とかいうのは全国でいろいろな焼却場はあると思いますけど、その選考委員会に当たって、この中身の分についての委員さんというのは、全国的に見て、識見を有する者というような形にはなっているんですか。

○議長（渡 孝二君） 高山議員。

○議員（５番 高山 賢二君） その辺は私は調査しておりません。それぞれの組合、それぞれの構成市といいますか、それぞれの建設されようという地方公共団体の判断によるものといふふうに思っております。

○議長（渡 孝二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

松井和行議員。

○議員（3番 松井 和行君） 一応、この発議に対しては、反対させていただきます。現行のままですと違法性があるかどうかという問題も絡んできますけれども、単純的に言えば違法ではないという形だと判断していますので、まずなぜかという、現行に賛成かと言いますと、やはり大事な問題で、一番携わってきた人間がこの中に入っていくのが一番大事なかなと思って、この現行のままのほうが私はいいと思いますので、発議に対しては反対いたします。

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立2／7名〕

○議長（渡 孝二君） ありがとうございます。賛成少数であります。

よって、発議第1号、玄界環境組合新ごみ処理施設建設候補地選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定については、否決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第39条の規定により議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議を全て終了いたしました。

これにて、令和7年玄界環境組合議会第1回定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年2月12日

議 長 渡 孝二

署名議員 中野 敦史

署名議員 岡本 陽子